

設置基準		点検基準			JSDA点検基準			消防設備点検基準 (H14消防予172第11自動火災報知設備)		
		定期調査基準 (H20国告282)			①煙(熱)感知器連動閉鎖機構 ②防火シャッター			③防火ドア ④耐火クロススクリーン		
項目	方法	判定基準		項目	方法	判定基準		項目	方法	判定基準
遮炎性能										
H12建告1369 (1時間面)		適用								
第1 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後1時間加熱面以外の面に火炎を出さない防火設備の構造方法は、次に定めるものとする。		H12建告1377								
一 骨組を鉄製とし、両面にそれぞれ厚さが0.5ミリメートル以上の鉄板を張った防火戸とすること。										
二 鉄製で鉄板の厚さが1.5ミリメートル以上の防火戸又は防火ダンパーとすること。										
三 前二号に該当する防火設備は、周囲の部分(防火戸から内側に15センチメートル以内の間に設けられた建具がある場合においては、その建具を含む。)が不燃材料で造られた開口部に取り付けなければならない。										
四 鉄骨コンクリート製又は鉄筋コンクリート製で厚さが3.5センチメートル以上の戸とすること。										
五 土蔵造で厚さが15センチメートル以上の防火戸とすること。										
六 建築基準法施行令第109条第2項に規定する防火設備とみなされる外壁、そで壁、塀その他これらに類するものにあつては、防火構造とすること。										
七 開口面積が100平方センチメートル以内の換気孔に設ける鉄板、モルタル板その他これらに類する材料で造られた防火覆い又は地面からの高さが1メートル以下の換気孔に設ける網目2ミリメートル以下の金網とすること。										
第2 第1に定めるもののほか、防火戸が枠又は他の防火設備と接する部分は、相じゃくりとし、又は定規線若しくは戸当りを設ける等閉鎖した際にすき間が生じない構造とし、かつ、防火設備の取付金物は、取付部分が閉鎖した際に露出しないように取り付けなければならない。		H12建告1366第2、H12建告1367第2、H12建告1377								
③	25	枠とドアのチリ寸法	25-1	・目視	・チリの狂いがいないこと。					
②	13	スラット吊り元	13-1	スラットの変形・損傷	・著しい変形、損傷がないこと。					
			13-2	スラットの片寄り	・片寄りが5mm以内のこと。					
			13-3	スラットの片下がり	・全開時の座板が水平であること。					
			13-4	端金物	・端金物の曲損、欠損がないこと。 ・スラットのはみだしがないこと。					
			13-5	吊り元のボルト	・ボルトのゆるみや欠落がないこと。					
④	12	スクリーン	12-1	亀裂、破損	亀裂、破損がないこと。					
			12-2	縫製部分の切れ・ほつれ	切れ・ほつれがないこと。					
			12-3	たるみ	メーカー所定の基準によること。					
②	15	ケースまぐさ押し車	15-1	変形・損傷(ケース・まぐさ)	・著しい変形、損傷がないこと。					
			15-2	押し車の取付け状態	・押し車ガイドとの位置があつていること。 ・堅固に取り付けてあること。					
			15-3	押し車の回転	・スムーズに回転すること。					

設置基準			点検基準 定期調査基準 (H20国告282)			JSDA点検基準 ①煙(熱)感知器連動閉鎖機構 ②防火シャッター ③防火ドア ④耐火クロススクリーン			消防設備点検基準 (H14消防予172第11自動火災報知設備)		
項目	方法	判定基準	項目	方法	判定基準	項目	方法	判定基準			
			④	15 ケースまぐさ	15-1 突起 すき間 曲がり、そり、傷	突起がなく、平滑であること。 遮炎・遮煙上有害なすき間がないこと。 著しい変形、損傷がないこと。					
H12建告1360 (20時間画面)											
第1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第109条の2に定める技術的基準に適合する防火設備の構造方法は、次に定めるものとする。	H12建告1366第1										
一 建築基準法施行令第114条第5項において準用する建築基準法施行令第112条第16項に規定する構造とすること。											
二 次のイからホまでのいずれかに該当する構造とすること。											
イ 鉄製で鉄板の厚さが0.8ミリメートル以上1.5ミリメートル未満のもの											
ロ 鉄骨コンクリート製又は鉄筋コンクリート製で厚さが3.5センチメートル未満のもの											
ハ 土蔵造の戸で厚さが15センチメートル未満のもの											
ニ 鉄及び網入ガラスで造られたもの											
ホ 骨組を防火塗料を塗布した木材製とし、屋内面に厚さが1.2センチメートル以上の木毛セメント板又は厚さが0.9センチメートル以上のせっこうボードを張り、屋外面に垂鉛鉄板を張ったもの											
三 前号イ又はニに該当するものは、周囲の部分(防火戸から内側に15センチメートル以内の間に設けられた建具がある場合においては、その建具を含む。)が不燃材料で造られた開口部に取り付けなければならない											
四 開口面積が0.5平方メートル以内の開口部に設ける戸で、防火塗料を塗布した木材及び網入りガラスで造られたもの											
第2 (略)											
防火区画形成性能											
S48建告2563											
第1 建築基準法施行令(以下「令」という。)第112条第14項第一号イからニまでに掲げる要件(二に掲げる要件にあつては、火災により煙が発生した場合に、自動的に閉鎖又は作動するものであることに限る。)を満たす防火設備の構造方法は、次の各号のいずれかに定めるものとする。	第2一、第3一、第4一、S48建告2564一イ	34	常時閉鎖の防火戸の固定の状況	目視により確認する。	常時閉鎖の防火戸が開放状態に固定されていること。						
一 次に掲げる基準に適合する常時閉鎖状態を保持する構造の防火設備とすること。											
イ 次の(1)又は(2)のいずれかに適合するものであること。											

設置基準		点検基準 定期調査基準 (H20国告282)			JSDA点検基準 ①煙(熱)感知器連動閉鎖機構 ②防火シャッター ③防火ドア ④耐火クロススクリーン			消防設備点検基準 (H14消防予172第11自動火災報知設備)				
項目	方法	判定基準	項目	方法	判定基準	項目	方法	判定基準				
(1) 面積が3平方メートル以内の防火戸で、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖するもの(以下「常時閉鎖式防火戸」という。)であること。			③ 11 12 13	ヒンジ フロアヒンジ オートヒンジ 外観	・目視	・変形、損傷、油漏れがないこと。 ・ねじ類のゆるみ、脱落がないこと。 ・確実にドアが閉じること。 ・閉鎖時に異常音の発生がないこと。						
					・ドライバーにて締付確認							
					・目視							
			作動確認	・目視	・確実にドアが閉じること。							
				異常音	・聴覚・目視			・閉鎖時に異常音の発生がないこと。				
				③ 14	ドアクローザー 外観			14-1	・目視	・変形、損傷、油漏れがないこと。 ・ねじ類のゆるみ、脱落がないこと。		
			14-2			・ドライバーにて締付確認	・ねじ類のゆるみ、脱落がないこと。					
			14-3			・目視	・確実にドアが閉じること。					
			作動確認	14-4	・聴覚・目視	・閉鎖時に異常音の発生がないこと。						
				③ 15	順位調整器 外観	15-1			・目視	・変形、損傷がないこと。		
15-2	・ドライバーにて締付確認	・ねじ類のゆるみ、脱落がないこと。										
15-3	・目視	・先閉り、後閉りの動作が確実にできること。										
作動確認	異常音	・聴覚・目視	・閉鎖時に異常音の発生がないこと。									
						③ 2	召し合わせ部 (親子・両開き)	2-1	・目視	・変形、損傷がないこと。		
2-2	・目視	・左右の戸に隙間がないこと。										
作動確認	異常音	・聴覚・目視	・閉鎖時に異常音の発生がないこと。									
						③ 7	錠前・握り手 外観	7-1	・目視	・変形、損傷がないこと。		
								7-2	・ドライバーにて締付確認	・ねじ類のゆるみ、脱落がないこと。		
7-3	・鍵で回転させ確認する	・確実に施錠・開錠できること。										

(2) 面積が3平方メートル以内の防火戸で、昇降路の出入口に設けられ、かつ、人の出入りの後20秒以内に閉鎖するものであること。

設置基準		点検基準 定期調査基準 (H20国告282)			JSDA点検基準 ①煙(熱)感知器連動閉鎖機構 ②防火シャッター			③防火ドア ④耐火クロススクリーン			消防設備点検基準 (H14消防予172第11自動火災報知設備)		
項目	方法	判定基準	項目	方法	判定基準	項目	方法	判定基準					
ロ 当該防火設備が開いた後に再び閉鎖するに際して、次に掲げる基準に適合するものであること。ただし、人の通行の用に供する部分以外の部分に設ける防火設備にあつては、この限りでない。		昭和48年建設省告示第2563号第1第一号ロに規定する基準への適合の状況	28	防火戸あつては、各階の主要な防火戸の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、戸の重量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じて閉鎖する力をテンションゲージ等により測定する。防火シャッター等にあつては、各階の主要な防火シャッター等を作動させて確認する。ただし、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	昭和48年建設省告示第2563号第1第一号ロに規定に適合しないこと。	↓※運動エネルギーと閉じ力については、防火戸の運用に関する手引きより引用							
(1) 当該防火設備の質量(単位 キログラム)に当該防火設備の閉鎖時の速度(単位 メートル毎秒)の2乗を乗じて得た値が20以下となるものであること。			③	27 運動エネルギーと閉じ力	27-1	・ストップウォッチによる閉鎖時間の測定と計算 (開き戸の場合： 90° から全閉迄) (引き戸の場合：全開から全閉迄) ・「ツルツル」ゲージ等による測定	・第1ゾーン 10J、150N共に安全エリアであり、個々の測定は不要。(ただし、3秒以上の通常速度) ・第2ゾーン 4秒以上の通常速度を確認すれば、10J、150N共に安全エリアであり、個々の測定は不要。 ・第3ゾーン 閉鎖速度を確認し、個別計算方法に従い検証する必要がある。						
(2) 当該防火設備の質量が15キログラム以下であること。ただし、水平方向に閉鎖をするものであつてその閉鎖する力が150ニュートン以下であるもの又は周囲の人と接触することにより停止するもの(人との接触を検知してから停止するまでの移動距離が5センチメートル以下であり、かつ、接触した人が当該防火設備から離れた後に再び閉鎖又は作動をする構造であるものに限る。)にあつては、この限りでない。													
二 次に掲げる基準に適合する随時閉鎖することができる構造の防火設備とすること。													
イ 当該防火設備が閉鎖するに際して、前号ロ(1)及び(2)に掲げる基準に適合するものであること。ただし、人の通行の用に供する部分以外の部分に設ける防火設備にあつては、この限りでない。	第2ニイ、第3ニ、第4ニ		①	危害物感知装置		連動制御器又は危害防止用連動中継の起動信号による防火シャッター降下中に障害物感知装置を作動させ、シャッター降下が停止することを確認し、更に障害物感知装置を復旧させた時、再度シャッターが自動降下することを確認する。	ア 障害物感知装置の作動により防火シャッターが停止すること。 イ 障害物感知装置の復旧により再度シャッターが自動降下すること。						
				危害防止用連動中継器		変形、損傷、表示、取り付け状況を確認する。 又、スイッチの操作により、予備電源の容量の有無及び起動信号、作動試験スイッチによる自動閉鎖装置の作動を確認する。	ア 変形、損傷等がなく取り付けられていること。 イ 予備電源用蓄電池は、危害防止用連動中継器に表示されている種別、型名、及び定格電圧、定格容量であること。 ウ 予備電源の電池容量が適正であること。 エ 連動制御器からの起動信号より危害防止用連動中継器が作動し、防火シャッターが降下すること。 オ 作動試験スイッチの操作により、防火シャッターが降下すること。						
			④	27 障害物感知装置(自動閉鎖型)	27-1	変形・損傷	著しい変形・損傷がないこと。						
					27-2	作動確認	閉鎖途中に障害物感知した場合、一時停止後、自動的に閉鎖すること。						

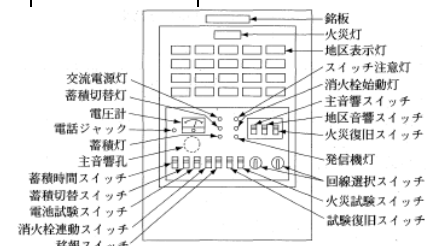
設置基準		点検基準 定期調査基準 (H20国告282)			JSDA点検基準 ①煙(熱)感知器連動閉鎖機構 ②防火シャッター ③防火ドア ④耐火クロススクリーン			消防設備点検基準 (H14消防予172第11自動火災報知設備)		
項目	方法	判定基準	項目	方法	判定基準	項目	方法	判定基準		
			④ 28	28-1 危害防止用連動中継器 28-2 作動の確認 28-3 予備電源の確認	盤の損傷 起動信号により、自動閉鎖装置を作動させ、確認灯が点灯することを確認すること。 予備電源が使用期間内であること。 予備電源容量が十分であること。					
<p>口 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあつては、当該防火設備に近接して当該通路に常時閉鎖式防火戸が設けられている場合を除き、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、75センチメートル以上、1.8メートル以上及び15センチメートル以下である構造の防火設備とすること。</p>	第2ニイ	27	居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備におけるくぐり戸の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第112条第14項の規定に適合しないこと。	③ 11	11	ヒンジ		
						12	フロアヒンジ			
						13	オートヒンジ			
							外観	・目視	・変形、損傷、油漏れがないこと。	
							作動確認	・ドライバーにて締付確認	・ねじ類のゆるみ、脱落がないこと。	
							異常音	・目視	・確実にドアが閉じること。	
								・聴覚・目視	・閉閉時に異常音の発生がないこと。	
						③ 14	14	ドアクローザー		
							外観	14-1 ・目視	・変形、損傷、油漏れがないこと。	
							作動確認	14-2 ・ドライバーにて締付確認	・ねじ類のゆるみ、脱落がないこと。	
							異常音	14-3 ・目視	・確実にドアが閉じること。	
								14-4 ・聴覚・目視	・閉閉時に異常音の発生がないこと。	
		③ 7	7	錠前・握り手						
			外観	7-1 ・目視	・変形、損傷がないこと。					
			作動確認	7-2 ・ドライバーにて締付確認	・ねじ類のゆるみ、脱落がないこと。					
				7-3 ・鍵で回転させ確認すること。	・確実に施錠・開錠できること。					
		④ 13	13	避難口						
				13-1 損傷	裂け、ほつれがないこと。					
				13-2 重なり部	めくれ、折れ、変形がないこと。					
				13-3 開閉状態	軽く開き、自動的に閉鎖すること。					
				13-4 避難口の表示	位置と避難方法が理解できる標示があること。					
ハ 煙感知器又は熱煙複合式感知器、連動制御器、自動閉鎖装置及び予備電源を備えたものであること。	第3ニ									

設置基準		点検基準 定期調査基準 (H20国告282)		JSDA点検基準 ①煙(熱)感知器連動閉鎖機構 ②防火シャッター ③防火ドア ④耐火クロススクリーン			消防設備点検基準 (H14消防予172第11自動火災報知設備)		
項目	方法	判定基準	項目	方法	判定基準	項目	方法	判定基準	
ニ 煙感知器又は熱煙複合式感知器は、次に掲げる基準に適合するものであること。 (1) 消防法(昭和23年法律第186号)第21条の2第1項の規定による検定に合格したものであること。	第3ニ 29 常時閉鎖又は自動的閉鎖又は作動させる装置の設置の状況	令第112条第14項の規定に適合しないこと。	① 煙感知器、煙複合式感知器又は熱煙複合式感知器の感度(自動試験機能を有するものを除く。)	感度を所定の試験器により確認する。	ア スポット型の感度は所定の範囲内であること。 ※ (7) 煙感知器を取り外し、外觀の清掃(ちり払い等の簡単な外觀の清掃)を行うこと。 (4) 感知器を取り外した場所は、未警戒とならないよう、必ず代替の感知器を取り付け、その旨を点検票に記録しておくこと。 (ウ) 感度が正常なものは、再度取り付けること。 (エ) 取り付け後は加煙試験器を用いて作動の確認をすること。 イ 分離型の感度は所定の範囲内であること。 ※ (7) 感知器に適合する減光フィルタを用いて作動及び不動作試験を行うこと。 (4) 感知器の送光部及び受光部のレンズ面を清掃した場合、所定の方法により初期の状態に戻すこと。	煙感知器、煙複合式感知器又は熱煙複合式感知器の感度(自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。)	所定の試験器により確認する。	ア スポット型の感度は所定の範囲内であること。 ※(ア) 警戒区域ごとに煙感知器を取り外し、外觀の清掃(ちり払い等の簡単な外觀の清掃)を行うこと。 (イ) 感知器を取り外した場所は、未警戒とならないように、必ず代替の感知器を取り付け、その旨を点検票に記録しておくこと。 (ウ) 感度が正常なものは、再度取り付けること。 (エ) 取り付け後は、加煙試験器を用いて、作動の確認をすること。 イ 分離型の感度は所定の範囲内であること。 ※(ア) 感知器に適合する減光フィルタを用いて作動及び不動作試験を行うこと。 (イ) 感知器の送光部及び受光部のレンズを清掃した場合、所定の方法により初期状態に戻すこと。	
			① 感知器 外形	変形、損傷、脱落、著しい腐食等がないことを確認する。	変形、損傷、脱落、著しい腐食等がないこと。	感知器 外形	目視により確認する。	変形、損傷、脱落、著しい腐食等がないこと。	
			知煙器又は器(多信号感知器を除く。)	スポット型	確実に作動し、かつ、火災表示灯の表示が適正であることを所定の加煙試験器により確認する。	知煙器 知煙感知器に器係る自動感知器又は若しくは感知器を有する自動火災報	知煙器 スポット型	所定の加煙試験器により確認する。	ア 確実に作動すること。 イ 火災表示灯の表示が適正であること。 ウ 確認灯付感知器の場合は、確認灯が正常に点灯すること。 ※(7) 加煙試験器の発煙材は試験器にて指定されたものを用いること。 (4) 加煙試験時には取付け面の気流等による影響がないようにすること。
				分離型	確実に作動し、かつ、火災表示灯の表示が適正であることを所定の減光フィルタにより確認する。		分離型	所定の減光フィルタにより確認する。	

設置基準		点検基準 定期調査基準 (H20国告282)			JSDA点検基準 ①煙(熱)感知器連動閉鎖機構 ②防火シャッター			③防火ドア ④耐火クロススクリーン			消防設備点検基準 (H14消防予172第11自動火災報知設備)		
項目	方法	判定基準	項目	方法	判定基準	項目	方法	判定基準	項目	方法	判定基準		
			① 感知器	多信号感知器及び複合式感知器(自動試験機能又は遠隔試験機能を有するものに係わる多信号感知器及び複合式感知器を除く。)	その有する性能に応じて、熱感知器及び煙感知器に準じた事項に適合していることを熱感知器及び煙感知器の点検方法に準じて行い確認する。	ア 確実に作動すること。 イ 火災表示灯の表示が適正であること。	感知器(遠隔試験機能を有するものに限る。)	感知器の作動及び火災表示灯の表示が適正であることを運動制御器若しくは中継器の直接操作又は所定の操作により確認する。	ア 確実に作動すること。 イ 火災表示灯の表示が適正であること。	感知器(遠隔試験機能を有する自動火災報知設備に限る。)	受信機もしくは中継器の直接操作又は所定の外部試験器により確認する。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること。	
			警戒状況	機能障害	機能障害となるものがないことを確認する。	ア 塗装等がされていないこと。 イ 光電式分離型感知器にあっては、受光部に機能障害を及ぼすおそれのある日光の入射等がないこと。 ウ 模様替え等により感知障害となる熱気流又は煙の流動を妨げるものがないこと。	警戒状況	機能障害	目視により確認する。	ア 塗装等がされていないこと。 イ 光電式分離型感知器にあっては、受光部に機能障害を及ぼすおそれのある日光の入射等がないこと。 ウ 炎感知器にあっては、機能障害を及ぼすおそれのある日光の入射等がないこと。 エ 模様替え等により感知障害となる熱気流又は煙の流動を妨げるものがないこと。 ※(ア) 炎感知器で道路の用に供される部分以外に設けられるものにあつては、壁によって区画された区域ごとに、当該区域の床面から高さ1.2mまでの空間の各部分から当該感知器までの距離が公称監視距離の範囲内となるように設けてあること。 (イ) 炎感知器で道路の用に供される部分に設けられるものにあつては、道路面(監視員通路が設けられている場合にあつては、当該通路面)からの高さ1.0m以上1.5m以下の部分に設けてあること。	ア 塗装等がされていないこと。 イ 警戒区域の表示が適正であること。		
(2) 次に掲げる場所に設けるものであること。	第2二〇(3)(ii)		無設置部分		無設置の部分がないことを確認する。	設置後の用途変更、間仕切り変更等による無設置の部分がないこと。	未警戒部分		目視により確認する。		設置後の用途変更、間仕切り変更等による未警戒の部分がないこと。		
(i) 防火設備からの水平距離が10メートル以内で、かつ、防火設備と煙感知器又は熱複合式感知器との間に間仕切壁等がない場所	第2二〇(2)(ii)		設置位置		設置が適正であることを確認する。	感知器の設置基準に基づき設置されていること。	感知区域				ア 感知区域の面積及び取付け面の高さに応じた感知器の種類及び個数が設置されていること。 イ 炎感知器の場合は監視空間又は監視距離が適正であること。		

設置基準				点検基準 定期調査基準 (H20国告282)			JSDA点検基準 ①煙(熱)感知器連動閉鎖機構 ②防火シャッター ③防火ドア ④耐火クロススクリーン			消防設備点検基準 (H14消防予172第11自動火災報知設備)		
項目	方法	判定基準	項目	方法	判定基準	項目	方法	判定基準	項目	方法	判定基準	
			①	感知器 警戒 状況					感知器 警戒 状況		<p>3 設置場所の欄に掲げる「具体例」については、感知器の取付け面の付近(光電式分離型感知器にあっては光軸、炎感知器にあっては公称監視距離の範囲)が、「環境状態」の欄に掲げるような状態にあるものを示す。</p> <p>4 差動式スポット型、差動式分布型、補償式スポット型及び煙式(当該感知器回路に蓄積機能を有しないもの)の1種は感度が良いため非火災報の発生については2種に比べて不利な条件にあることに留意すること。</p> <p>5 差動式分布型3種及び定温式2種は消火設備と連動する場合に限り使用できること。</p> <p>6 光電式分離型感知器は、正常時に煙等の発生がある場合で、かつ、空間が狭い場所には適応しない。</p> <p>7 大空間でかつ天井が高いこと等により熱及び煙が拡散する場所で、差動式分布型又は光電式分離型2種を設ける場合にあっては15メートル未満の天井高さに、光電式分離型1種を設ける場合にあっては20メートル未満の天井高さで設置するものであること。</p> <p>8 多信号感知器にあっては、その有する種別、公称作動温度の別に応じ、そのいずれもが(その2)により適応感知器とされたものであること。</p> <p>9 蓄積型の感知器又は蓄積型の中継器若しくは受信機を設ける場合は、規則第24条第7号の規定によること。</p>	
ホ	連動制御器は、次に定めるものであること。	第2二口(4)、第3二	③	23	連動制御器	22-1	盤の損傷	・ 盤・ボックスに変形・損傷がないこと。				
	(1) 煙感知器又は熱煙複合式感知器から信号を受けた場合に自動閉鎖装置に起動指示を与えるもので、随時、制御の監視ができるもの					22-2	作動の確認	・ 起動信号により、自動閉鎖装置を作動させ、確認灯が点灯、又は音響装置が鳴動することを確認すること。				
			④	23	連動制御器	22-1	盤の損傷	・ 盤・ボックスに変形・損傷がないこと。				
						22-2	作動の確認	・ 起動信号により、自動閉鎖装置を作動させ、確認灯が点灯、又は音響装置が鳴動することを確認すること。				

設置基準		点検基準 定期調査基準 (H20国告282)		JSDA点検基準 ①煙(熱)感知器連動閉鎖機構 ②防火シャッター		③防火ドア ④耐火クロススクリーン		消防設備点検基準 (H14消防予172第11自動火災報知設備)			
項目	方法	判定基準	項目	方法	判定基準	項目	方法	判定基準			
(2) 火災による熱により機能に支障をきたすおそれがなく、かつ、維持管理が容易に行えるもの			① 連動制御器及び中継器	周囲の状況	変形、損傷、表示、取り付け状態を確認する。	ア 変形、損傷、脱落、汚損等がなく、銘板の表示内容が容易に識別できること。	受信機及び中継器	周囲の状況	目視により確認する。	常時人がいる場所であり(中継器を除く。)使用上及び点検上必要な空間が確保されていること。	
				外形	変形、損傷がないことを確認する。	変形、損傷等がないこと。		外形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。	
				表示	評定マーク・銘板等が適正であり、劣化・汚損等で判別できなくなっていないかを確認する。 ウ 銘板等がはがれていないこと、かつ、名称等に汚損、不鮮明な部分がないこと。 エ スイッチ等の銘板の表示が適正にされていること。	ア 評定マーク等の貼付を確認すること。 イ 銘板等に規定の表示がなされていること。 ウ 銘板等がはがれていないこと、かつ、名称等に汚損、不鮮明な部分がないこと。 エ スイッチ等の銘板の表示が適正にされていること。		表示	目視により確認する。	ア 検定合格証が貼付されていること。 イ 銘板等に規定の表示がなされていること。 ウ 銘板等がはがれていないこと、かつ、名称等に汚損、不鮮明な部分がないこと。 エ 第11-1 図の例に示すスイッチ等の銘板の表示が適正にされていること。 第11-1図 P型1級受信機の例	
					制御区域等の表示部	汚損、不鮮明な部分及び変更等に正確に対応していることを確認する。 ※火災表示灯及び作動確認灯の表示を確認すること。	汚損、不鮮明な部分がなく、変更等に正確に対応していること。		警戒区域の表示部	目視により確認する。	汚損、不鮮明な部分がないこと。
					電圧計	変形、損傷等がなく、適正に作動し、指示値が適正であることを確認する。	ア 変形、損傷等がないこと。 イ 電圧計の指示値が所定の範囲内であること。 ウ 電圧計のないものにあつては、電源表示灯が点灯していること。		電圧計	目視及び計器等により確認する。	ア 変形、損傷等がないこと。 イ 電圧計の指示値が所定の範囲内であること。 ウ 電圧計のないものにあつては、電源表示灯が点灯していること。
					スイッチ類	端子の緩み等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉機能が正常であることを確認する。	ア 端子の緩み等がなく、発熱していないこと。 イ 開閉位置及び開閉機能が正常であること。		スイッチ類	目視、ドライバー等及び開閉操作により確認する。	ア 端子の緩み等がなく、発熱していないこと。 イ 開閉位置及び開閉機能が正常であること。
					ヒューズ類	損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されているが確認する。	ア 損傷、溶断等がないこと。 イ 回路図等に示された所定の種類及び容量のものが使用されていること。		ヒューズ類	目視により確認する。	ア 損傷、溶断等がないこと。 イ 回路図等に示された所定の種類及び容量のものが使用されていること。
					継電器(自動試験機能を有するものを除く。)	脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がなく、機能が正常であることを試験装置等により確認する。	ア 脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がないこと。 イ 正常に作動すること。		継電器(自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。)	目視及び試験装置等により確認する。	ア 脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がないこと。 イ 確実に作動すること。
					表示灯	スイッチ等の操作により正常に点灯することを確認する。	著しい劣化等がなく、正常に点灯すること。		表示灯	スイッチ等の操作により確認する。	スイッチ等の操作により確認する。著しい劣化等がなく、正常に点灯すること。



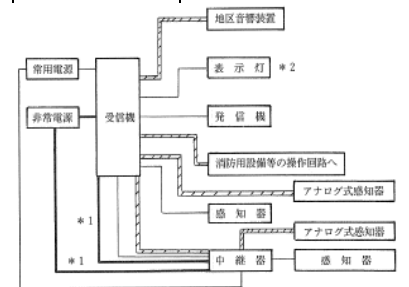
設置基準			点検基準 定期調査基準 (H20国告282)			JSDA点検基準 ①煙(熱)感知器連動閉鎖機構 ②防火シャッター ③防火ドア ④耐火クロススクリーン			消防設備点検基準 (H14消防予172第11自動火災報知設備)		
項目	方法	判定基準	項目	方法	判定基準	項目	方法	判定基準			
						受信機及び中継器	<p>① 結線接続(自動試験機能を有するものを除く。)</p> <p>接地</p>	<p>断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。</p> <p>著しい腐食、断線等がないことを回路計等により確認する。</p>	<p>断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。</p> <p>著しい腐食、断線等がないこと。</p>	<p>受信機及び中継器</p> <p>通話装置</p> <p>送受信機の操作により確認する。</p>	<p>ア 発信機等側の送受信機を操作して、受信機側を呼び出し明瞭に同時通話ができること。</p> <p>イ 2以上の受信機が設けられている場合は、明瞭に相互間の通話ができること。</p> <p>※ T型発信機を接続する受信機は、2回線以上が同時に作動したとき、通話すべき発信機を任意に選択することができ、かつ、遮断された回線におけるT型発信機の話中音が流れること。</p>
						結線接続(自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。)	<p>目視及びドライバー等により確認する。</p>	<p>断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。</p>			
						接地	<p>目視及び回路計により確認する。</p>	<p>著しい腐食、断線等がないこと。</p>			
						附属装置	<p>火災表示試験及び注意表示試験(アナログ式のもので火災情報信号が移報されるものに限る。)の移報が行われること。</p> <p>イ 相互に機能障害がないこと。</p> <p>※ 附属装置として、消火設備、非常用放送設備、防排煙設備等があるので点検時には十分注意して行うこと。</p>	<p>ア 表示機等への火災信号又は火災情報信号(アナログ式のもので火災情報信号が移報されるものに限る。)の移報が正常に行われること。</p> <p>イ 相互に機能障害がないこと。</p> <p>※ 附属装置として、消火設備、非常用放送設備、防排煙設備等があるので点検時には十分注意して行うこと。</p>			
						火災表示等(自動試験機能を有するものを除く。)	<p>火災表示試験を行い確認する。火災表示灯の点灯及び音響装置の鳴動が正常であることを確認する。</p>	<p>ア 火災表示灯の点灯及び音響装置の鳴動が正常であること。</p> <p>イ 蓄積式にあっては、前アによる他、蓄積時間が適正であること。</p> <p>ウ 二信号式受信機にあっては、前アによる他、次によること。</p> <p>(ア)第一信号により音響装置又は副音響装置の鳴動及び火災表示灯の点灯が正常であること。</p> <p>(イ)第二信号により音響装置の鳴動及び火災表示灯の点灯が正常であること。</p> <p>※回線別に蓄積機能を有しているものは、回線別に点検する。</p>	<p>火災表示等(自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。)</p> <p>蓄積式</p> <p>アナログ式</p> <p>二信号式</p> <p>その他</p>	<p>ア 火災灯、地区表示装置の点灯及び主音響装置の鳴動並びに自己保持機能が正常であること。</p> <p>イ 蓄積式受信機にあっては、前アによるほか、蓄積の測定時間に5秒を加えた時間以内であること。</p> <p>ウ 二信号式受信機にあっては、前アによるほか、次によること。</p> <p>(ア)第一信号により主音響装置又は副音響装置の鳴動及び地区表示装置の点灯が正常であること。</p> <p>(イ)第二信号により主音響装置及び地区音響装置の鳴動並びに火災灯及び地区表示装置の点灯が正常であること。</p> <p>※(ア)回線別に蓄積機能を有しているものは回線別に点検する。</p> <p>(イ)P型3級、GP型3級受信機及び二信号式受信機の第一信号による火災表示は、自己保持機能がないものもあるので注意すること。</p> <p>(ウ)1回線ごとに自己保持機能を確認した後に復旧スイッチを操作して、次の回線へ移行すること。</p>	
						音響装置	<p>音響装置の鳴動が適正であることを所定の操作により確認する。</p>	<p>ア 音響装置の鳴動が正常であること。</p> <p>イ 音圧、音色及び音声警報が他の機械等の音と区別して聞き取れること。</p>			

設置基準			点検基準 定期調査基準 (H20国告282)			JSDA点検基準 ①煙(熱)感知器連動閉鎖機構 ②防火シャッター ③防火ドア ④耐火クロススクリーン			消防設備点検基準 (H14消防予172第11自動火災報知設備)																								
項目	方法	判定基準	項目	方法	判定基準	項目	方法	判定基準	項目	方法	判定基準																						
			① 受信機及び中継器	注意表示(アナログ式のうち、自動試験機能を有するものを除く。)	注意表示灯試験を行い適正であることを確認する。	注意灯及び火災表示灯の点滅並びに音響装置の鳴動が正常であること。	受信機及び中継器	注意表示(アナログ式の自動火災報知設備のうち、自動試験機能を有しないものに限る。)	注意表示(アナログ式の自動火災報知設備のうち、自動試験機能を有しないものに限る。)	注意表示試験を行い確認する。	注意灯及び地区表示装置の点灯並びに音響装置の鳴動が正常であること。 ※1回線ごとに自己保持機能を確認した後に復旧スイッチを操作して、次の回線へ移行すること。																						
				回線導通(常時断線監視機能を有するものを除く。)	試験用計器の指示又は確認灯の点灯により導通を確認する。	ア 試験用計器の指示値が所定の範囲内(文字板に色別してある範囲内)であること。 イ 導通表示灯等にあつては点灯等すること。 ※(7) 断線表示灯によるものは、断線時に点滅するので注意すること。 (イ) 自動断線監視方式は回線を断線状態にし、機能の確認をすること。		回線導通(常時断線監視機能を有するものを除く。)	回線導通試験を行い確認する。(回線導通試験装置のあるものに限る。)	ア 試験用計器の指示値が所定の範囲内(文字板に色別してある範囲内)であること。 イ 導通表示灯によるものにあつては点灯等すること。 ※(ア) 断線表示灯によるものは、断線時に点滅するので注意すること。 (イ) 自動断線監視方式は、回線を断線状態と、機能の確認をすること。																							
				設定温度表示等(アナログ式のものに限る。)	感知器の設定温度表示等が適正であることを確認する。	ア 設定温度表示等が表示温度等設定一覧図に示されているものと同じであること。 イ 設定温度表示等一覧図の内容が適正であること。		設定温度表示等(アナログ式の自動火災報知設備に限る。)	所定の操作により確認する。	ア 設定温度表示等が表示温度等設定一覧図に示されているものと同じであること。 イ 表示温度等設定一覧図の内容が適正であること。																							
				感知器の作動等の表示(遠隔試験を有するものに限る。)	感知器の作動及び警戒区域の表示が適正であることを所定の操作により確認する。	感知器の作動及び警戒区域の表示が適正であること。		感知器の作動等の表示(遠隔試験機能を有する自動火災報知設備に限る。)	所定の外部試験器により操作を行い、確認する。	感知器の作動及び警戒区域の表示が適正であること。																							
				予備品等	予備品及び回路図等が備えてあることを確認する。	ア ヒューズ、電球等の予備品、回路図、取扱説明書及び警戒区域一覧図その他必要なものが備えてあること。 イ 表示温度等設定一覧図(アナログ式に限る。)、システムブロック図(自動試験機能を有するものに限る。)が備えてあること。		予備品等	目視により確認する。	ア ヒューズ、電球等の予備品、回路図、取扱説明書及び警戒区域一覧図その他必要なものが備えてあること。 イ 表示温度等設定一覧図(アナログ式に限る。)、システムブロック図(自動試験機能を有するものに限る。)が備えてあること。																							
			① 蓄積機能(蓄積機能を有するものうち、自動試験機能を有しないものに限る。)	ア 感知器が作動したときの火災表示までの時間が適正であることを所定の操作により作動確認する。 イ アナログ式のものあつては、アに準ずる他、注意表示までの時間が適正であることを注意表示試験により確認する。	ア 下表に掲げる表示区域数に応じ、それぞれに定める個数の感知器を作動させたときの火災表示までの時間が適正であること。 イ アナログ式のもの注意表示までの時間が適正であること。	蓄積機能(蓄積機能を有する自動火災報知設備のうち、自動試験機能を有しないものに限る。)	(1) 第11-3表に掲げる警報区域数に応じそれぞれ定める個数の感知器を所定の操作により作動させて確認する。 (2) 蓄積機能を有する中継器又は受信機を用いる自動火災報知設備にあつては、蓄積時間内に発信機を作動させて確認する。 (3) アナログ式のものあつては、注意表示試験及び発信機を作動させて確認する。	注意表示中に発信機を作動させた場合火災表示を行うこと。 第11-3表																									
					<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">表示区域数</th> <th colspan="2">試験感知器個数</th> </tr> <tr> <th>熱感知器</th> <th>煙感知器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50以下</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>51以上</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	表示区域数	試験感知器個数		熱感知器	煙感知器	50以下	1	1	51以上	2	2		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">警戒区域数</th> <th colspan="3">試験感知器個数</th> </tr> <tr> <th>熱感知器</th> <th>煙感知器</th> <th>炎感知器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50以下</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>51以上</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	警戒区域数	試験感知器個数			熱感知器	煙感知器	炎感知器	50以下	1	1	1	51以上	2	2	2
表示区域数	試験感知器個数																																
	熱感知器	煙感知器																															
50以下	1	1																															
51以上	2	2																															
警戒区域数	試験感知器個数																																
	熱感知器	煙感知器	炎感知器																														
50以下	1	1	1																														
51以上	2	2	2																														

設置基準			点検基準 定期調査基準 (H20国告282)			JSDA点検基準 ①煙(熱)感知器連動閉鎖機構 ②防火シャッター ③防火ドア ④耐火クロススクリーン			消防設備点検基準 (H14消防予172第11自動火災報知設備)		
項目	方法	判定基準	項目	方法	判定基準	項目	方法	判定基準	項目	方法	判定基準
			①	二信号機能(二信号機能を有するものうち、自動試験機能を有しないものに限る。)	任意の1回線で、加熱試験器又は加煙試験器を用いて作動させ、第一信号及び第二信号による火災表示が適正であることを確認する。	ア 第一信号により音響装置又は副音響装置の鳴動及び地区表示装置の点灯が正常であること。 イ 第二信号により音響装置の鳴動及び火災表示灯の点灯が正常であること。	二信号機能(二信号機能を有する自動火災報知設備のうち、自動試験機能を有しないものに限る。)	任意の1回線で、加熱試験器又は加煙試験器を用いて、感知器を作動させ、第一信号及び第二信号による火災表示を確認する。 また、第一信号及び第二信号にかかわらず、発信機を操作した場合の火災表示を確認する。	ア 第一信号により主音響装置又は副音響装置の鳴動及び地区表示装置の点灯が正常であること。 イ 第二信号により主音響装置及び地区音響装置の鳴動並びに火災灯及び地区表示装置の点灯が正常であること。		
				自動試験機能(内蔵型のものに限る。)	次の事項に係わる異常が記録装置に記録されていないことを確認する。	異常が記録又は保持表示されていないこと。 ※(7)予備電源については次の事項の記録を確認すること。 a 予備電源の容量 b 切替装置 c 結線接続 d ヒューズ、ブレーカー等の作動 (イ)異常が表示されている場合は、対策を講じること。	予備電源及び非常電源(内蔵型のものに限る。)	記録装置の記録等を確認する。	異常が記録又は保持表示されていないこと。 ※(ア)予備電源及び非常電源については、次の事項の記録を確認すること。 a 予備電源の容量 b 切替装置 c 結線接続 d ヒューズ、ブレーカー等の作動 (イ)異常が表示されている場合は、対策を講じること。		
				連動制御器の火災表示	ア 予備電源(内蔵型のものに限る。) イ 連動制御器の火災表示		受信機の火災表示				
				連動制御器の注意表示(アナログ式のものに限る)	ウ 連動制御器の注意表示(アナログ式のものに限る。)		受信機の注意表示(アナログ式の自動火災報知設備に限る)				
				連動制御器及び中継器の制御機能及び回路	エ 連動制御器及び中継器の制御機能及び回路		受信機及び中継器の制御機能及び回路				
				感知器	オ 感知器		感知器				
				感知器回路	カ 感知器回路		感知器回路及びベル回路				
			①	連動作動状況	感知器を作動させた時又は連動制御器等の起動スイッチを操作した時、端末機器、連動制御器が正常に作動することを確認する。	ア 感知器を作動させた時又は連動制御器等の起動スイッチを操作した時、該当回線の自動閉鎖装置が作動し、防火戸、防火シャッター、防火ダンパー等が正常に作動すること。 イ 感知器を作動させた時、又は起動スイッチを操作した時、該当回線の連動中継器が正常に作動すること。					
			①	総合作動(自動試験機能を有するものを除く。)	予備電源に切り替えた状態で、任意の感知器を加熱又は加煙した場合に、連動制御器等の火災表示、注意表示(アナログ式の自動火災報知設備に限る。)	火災表示装置及び注意灯表示装置(アナログ式のものに限る。)が正常に点灯し、かつ、音響装置の鳴動が適正であること。所定の端末機器等の作動確認灯の点灯等が適正であること。	総合作動(自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。)	受信機の常用電源の主開閉器又は分電盤等の専用開閉器を遮断し、任意の感知器を加熱試験器等を用いて加熱等を行い、確認する。	火災表示装置及び注意表示装置(アナログ式のものに限る。)が正常に点灯し、かつ、音響装置の鳴動が適正であること。		

設置基準			点検基準 定期調査基準 (H20国告282)			JSDA点検基準 ①煙(熱)感知器連動閉鎖機構 ②防火シャッター ③防火ドア ④耐火クロススクリーン			消防設備点検基準 (H14消防予172第11自動火災報知設備)														
項目	方法	判定基準	項目	方法	判定基準	項目	方法	判定基準															
			①	絶縁抵抗 感知器回路、自動閉鎖装置回路、その他の回路	各回路の配線と大地との間を、直流250Vの絶縁抵抗計で計った値が、適正であるかを測定する。																		
				常用の電源回路	電源回路の配線と大地との間を、直流250Vの絶縁抵抗計で計った値が、適正であるかを測定する。																		
			④ 24	絶縁抵抗	電源スイッチを遮断し、電動機の主回路、制御回路、信号回路の絶縁抵抗の確認	500V、100MΩ絶縁抵抗計を用い、電源スイッチを遮断し、リミットスイッチの作動しない状態、すなわちカーテン部が半開の状態にて確認する。																	
					<table border="1"> <thead> <tr> <th>回路の用途</th> <th>回路の線路電圧</th> <th>絶縁抵抗</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電動機</td> <td>150V以下のもの</td> <td>0.1 MΩ未満</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主回路</td> <td>150Vを超え300V以下のもの</td> <td>0.2 MΩ未満</td> </tr> <tr> <td>300Vを超えるもの</td> <td>0.4 MΩ未満</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">制御回路</td> <td>150V以下のもの</td> <td>0.1 MΩ未満</td> </tr> <tr> <td>150Vを超え300V以下のもの</td> <td>0.2 MΩ未満</td> </tr> </tbody> </table>	回路の用途	回路の線路電圧	絶縁抵抗	電動機	150V以下のもの	0.1 MΩ未満	主回路	150Vを超え300V以下のもの	0.2 MΩ未満	300Vを超えるもの	0.4 MΩ未満	制御回路	150V以下のもの	0.1 MΩ未満	150Vを超え300V以下のもの	0.2 MΩ未満		
回路の用途	回路の線路電圧	絶縁抵抗																					
電動機	150V以下のもの	0.1 MΩ未満																					
主回路	150Vを超え300V以下のもの	0.2 MΩ未満																					
	300Vを超えるもの	0.4 MΩ未満																					
制御回路	150V以下のもの	0.1 MΩ未満																					
	150Vを超え300V以下のもの	0.2 MΩ未満																					
						絶縁抵抗	(1) 測定回路の電源を遮断し、検電器等で更に充電の有無を確認してから第26-1図に示す箇所の絶縁抵抗を確認する。	電源回路、操作回路、表示灯回路 警告回 感知器回路、付属装置回路、その他の回路の絶縁抵抗値は第26-1表の左欄に掲げる使用電圧の区分に応じ、それぞれ右欄の数値以上であること。															
							<p>第26-1図 測定箇所</p>	<p>※(ア) 静電容量の大きいコンデンサやケーブルなどでは電源を切っても、しばらくの間、電気が残留することがあるので電源を切ったからといって、すぐ電気回路に触れることは危険であるので感電に注意し必ず回路を接地する必要があること。</p> <p>(イ) 静電容量の大きい機器やケーブルなどの場合は、充電電流が流れるので、指針が落ち着いた時点で読み取ること。</p> <p>(ウ) 測定開始時で回路を遮断する場合は、負荷側から行い終了時の開閉器の投入は電源側から行うこと。</p> <p>(エ) 測定器は水平にして測定すること。</p> <p>(オ) 他の法令により点検が実施されている場合は、その測定値をもってあてることができる。</p>															
						絶縁抵抗	(2) 測定時の結線は、第26-2図のように行う。																
							<p>第26-2図 測定時の結線例</p>	(3) 低圧電路においては、開閉器又は遮断器の分岐回路ごとに大地間及び配線相互間の絶縁電圧値を100V、125V、250V又は500Vの絶縁抵抗計を用いて測定する。ただし、配線相互間で測定困難な場合は測定を省略してもよい。															

設置基準			点検基準 定期調査基準 (H20国告282)			JSDA点検基準 ①煙(熱)感知器連動閉鎖機構 ②防火シャッター			③防火ドア ④耐火クロススクリーン			消防設備点検基準 (H14消防予172第11自動火災報知設備)		
項目	方法	判定基準	項目	方法	判定基準	項目	方法	判定基準	項目	方法	判定基準	項目	方法	判定基準
			①	耐熱保護	耐熱保護部分に損傷等がないかを確認する。	耐熱措置が適正で耐熱保護部分に損傷、亀裂等がないこと。						耐熱保護	目視により確認する。	<p>(4) 高電圧路にあっては、電源回路相互間及び電源回路と大地との間の絶縁抵抗を1,000V、2,000V又は5,000Vの絶縁抵抗計を用いて測定する。</p> <p>ア 電源回路にあっては、耐火配線であり露出配線の場合は、耐火電線又はMIケーブルに損傷等がなく、金属管等を用いて埋設(耐火電線又はMIケーブル以外の電線を用いる場合)されている場合は、その埋設部分のコンクリート等が脱落して露出していないこと。</p> <p>イ 電源回路以外(操作回路、警報回路、表示灯回路等)にあっては、耐火配線又は耐熱配線であってその保護部分に損傷等がないこと。</p> <p>第26-3図 耐火・耐熱保護配線の範囲 略</p> <p>ア 屋内消火栓設備 イ 屋外消火栓設備 ウ スプリンクラー設備、水噴霧、消火設備、泡消火設備 エ 不活性ガス消火設備、ハロゲン化、消火設備、粉末消火設備</p> <p>オ 自動火災報知設備</p>



注 *1中継器の非常電源回路(中継器が予備電源を内蔵している場合は一般配線によい。)
*2発信機を他の消防用設備等の起動装置と兼用する場合、発信機上部表示灯の回路は、非常電源付の耐熱配線とすること。

設置基準			点検基準 定期調査基準 (H20国告282)			JSDA点検基準 ①煙(熱)感知器連動閉鎖機構 ②防火シャッター ③防火ドア ④耐火クロススクリーン			消防設備点検基準 (H14消防予172第11自動火災報知設備)					
項目	方法	判定基準	項目	方法	判定基準	項目	方法	判定基準						
								カ ガス漏れ火災警報設備 キ 非常ベル、 ク 自動式サイレン ケ 放送設備 コ 誘導灯 サ 排煙設備 シ 連結送水管 ス 非常コンセント設備 無線通信補助設備 第26-2表 耐火・耐熱保護配線の電線の種類と工事方法略						
								第26-2表 耐火・耐熱保護配線の電線の種類と工事方法 <table border="1"> <thead> <tr> <th>電線の種類</th> <th>工事方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐火配線 600V2種ビニル絶縁電線 ハイバロン絶縁電線 四ふっ化エチレン絶縁電線 シリコンゴム絶縁電線 ポリエチレン絶縁電線 架橋ポリエチレン絶縁電線 E Pゴム絶縁電線 アルミ被ケーブル 銅帯がい装ケーブル C Dケーブル 鉛被ケーブル クロブレン外装ケーブル 架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル 架橋ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル E Pゴム絶縁クロブレンシースケーブル バスダクト 耐火電線 M Iケーブル</td> <td>1. 金属管、2種金属製可とう電線管又は合成樹脂管に納め耐火構造で造った壁、床等に埋設されていること。ただし、不燃専用室、耐火性能を有するパイプシャフト及びビットの区画内に設ける場合(他の配線と共に敷設する場合は、相互に15cm以上隔離するか、不燃性の隔壁を設けたものに限る。)にあっては、この限りでない。 2. 埋設工事が困難な場合は、前1と同等以上の耐火効果のある方法により保護されていること。 ケーブル工事等により施設されていること。</td> </tr> <tr> <td>耐火配線 600V2種ビニル絶縁電線 ハイバロン絶縁電線 四ふっ化エチレン絶縁電線 シリコンゴム絶縁電線 ポリエチレン絶縁電線 架橋ポリエチレン絶縁電線 E Pゴム絶縁電線 アルミ被ケーブル 銅帯がい装ケーブル C Dケーブル 鉛被ケーブル クロブレン外装ケーブル 架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル 架橋ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル E Pゴム絶縁クロブレンシースケーブル バスダクト 耐火電線 耐火電線 M Iケーブル 耐火光ファイバケーブル</td> <td>金属管工事、可とう電線管工事、金属ダクト工事又はケーブル工事(不燃性のダクトに敷設するものに限る。)により敷設されていること。ただし、不燃専用室、耐火性能を有するパイプシャフト及びビットの区画内に設ける場合(他の配線と共に敷設する場合は、相互に15cm以上隔離するか、不燃性の隔壁を設けたものに限る。)にあっては、この限りでない。 ケーブル工事等により施工されていること。</td> </tr> </tbody> </table>	電線の種類	工事方法	耐火配線 600V2種ビニル絶縁電線 ハイバロン絶縁電線 四ふっ化エチレン絶縁電線 シリコンゴム絶縁電線 ポリエチレン絶縁電線 架橋ポリエチレン絶縁電線 E Pゴム絶縁電線 アルミ被ケーブル 銅帯がい装ケーブル C Dケーブル 鉛被ケーブル クロブレン外装ケーブル 架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル 架橋ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル E Pゴム絶縁クロブレンシースケーブル バスダクト 耐火電線 M Iケーブル	1. 金属管、2種金属製可とう電線管又は合成樹脂管に納め耐火構造で造った壁、床等に埋設されていること。ただし、不燃専用室、耐火性能を有するパイプシャフト及びビットの区画内に設ける場合(他の配線と共に敷設する場合は、相互に15cm以上隔離するか、不燃性の隔壁を設けたものに限る。)にあっては、この限りでない。 2. 埋設工事が困難な場合は、前1と同等以上の耐火効果のある方法により保護されていること。 ケーブル工事等により施設されていること。	耐火配線 600V2種ビニル絶縁電線 ハイバロン絶縁電線 四ふっ化エチレン絶縁電線 シリコンゴム絶縁電線 ポリエチレン絶縁電線 架橋ポリエチレン絶縁電線 E Pゴム絶縁電線 アルミ被ケーブル 銅帯がい装ケーブル C Dケーブル 鉛被ケーブル クロブレン外装ケーブル 架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル 架橋ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル E Pゴム絶縁クロブレンシースケーブル バスダクト 耐火電線 耐火電線 M Iケーブル 耐火光ファイバケーブル	金属管工事、可とう電線管工事、金属ダクト工事又はケーブル工事(不燃性のダクトに敷設するものに限る。)により敷設されていること。ただし、不燃専用室、耐火性能を有するパイプシャフト及びビットの区画内に設ける場合(他の配線と共に敷設する場合は、相互に15cm以上隔離するか、不燃性の隔壁を設けたものに限る。)にあっては、この限りでない。 ケーブル工事等により施工されていること。
電線の種類	工事方法													
耐火配線 600V2種ビニル絶縁電線 ハイバロン絶縁電線 四ふっ化エチレン絶縁電線 シリコンゴム絶縁電線 ポリエチレン絶縁電線 架橋ポリエチレン絶縁電線 E Pゴム絶縁電線 アルミ被ケーブル 銅帯がい装ケーブル C Dケーブル 鉛被ケーブル クロブレン外装ケーブル 架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル 架橋ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル E Pゴム絶縁クロブレンシースケーブル バスダクト 耐火電線 M Iケーブル	1. 金属管、2種金属製可とう電線管又は合成樹脂管に納め耐火構造で造った壁、床等に埋設されていること。ただし、不燃専用室、耐火性能を有するパイプシャフト及びビットの区画内に設ける場合(他の配線と共に敷設する場合は、相互に15cm以上隔離するか、不燃性の隔壁を設けたものに限る。)にあっては、この限りでない。 2. 埋設工事が困難な場合は、前1と同等以上の耐火効果のある方法により保護されていること。 ケーブル工事等により施設されていること。													
耐火配線 600V2種ビニル絶縁電線 ハイバロン絶縁電線 四ふっ化エチレン絶縁電線 シリコンゴム絶縁電線 ポリエチレン絶縁電線 架橋ポリエチレン絶縁電線 E Pゴム絶縁電線 アルミ被ケーブル 銅帯がい装ケーブル C Dケーブル 鉛被ケーブル クロブレン外装ケーブル 架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル 架橋ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル E Pゴム絶縁クロブレンシースケーブル バスダクト 耐火電線 耐火電線 M Iケーブル 耐火光ファイバケーブル	金属管工事、可とう電線管工事、金属ダクト工事又はケーブル工事(不燃性のダクトに敷設するものに限る。)により敷設されていること。ただし、不燃専用室、耐火性能を有するパイプシャフト及びビットの区画内に設ける場合(他の配線と共に敷設する場合は、相互に15cm以上隔離するか、不燃性の隔壁を設けたものに限る。)にあっては、この限りでない。 ケーブル工事等により施工されていること。													
へ 自動閉鎖装置は、次に定めるものであること。	第2ニロ(4)、第3二	32	防火設備の閉鎖又は作動の状況	各階の主要な防火設備の閉鎖又は作動を確認する。ただし、3年以内に実施した点検の記録がある場合には、当該記録により確認することで足りる。	防火設備が閉鎖又は作動しないこと。									
(1) 連動制御器から起動指示を受けた場合に防火設備を自動的に閉鎖させるもの						①	自動閉鎖装置	感知器を作動させた時又は連動制御器等の起動スイッチを操作した時、端末機器、連動制御器が正常に作動することを確認する。	ウ 防火戸：連動制御器を復帰するまでは再ロックしないこと。両開きの場合、先閉まり、後閉まりの動作が確実に左右の扉に隙間がないこと。自動閉鎖装置の保持力が適正で、ヒンジ、ドアローザーは異常音等がなく開放・保持に支障がないこと。					
						③	21 自動閉鎖装置	21-1 変形・損傷	・変形・損傷がないこと。					
								21-2 作動部分の錆	・著しい錆の発生がないこと。					

設置基準	点検基準 定期調査基準 (H20国告282)			JSDA点検基準 ①煙(熱)感知器連動閉鎖機構 ②防火シャッター ③防火ドア ④耐火クロススクリーン			消防設備点検基準 (H14消防予172第11自動火災報知設備)		
	項目	方法	判定基準	項目	方法	判定基準	項目	方法	判定基準
					21-3 作動の確認	・確実に閉鎖ができること。			

設置基準		点検基準 定期調査基準 (H20国告282)			JSDA点検基準 ①煙(熱)感知器連動閉鎖機構 ②防火シャッター ③防火ドア ④耐火クロススクリーン			消防設備点検基準 (H14消防予172第11自動火災報知設備)		
項目	方法	判定基準	項目	方法	判定基準	項目	方法	判定基準		
			③ 21 自動閉鎖装置	21-4 固定ボルト	・ボルトにゆるみや欠落のないこと。					
			④ 22 自動閉鎖装置	22-1 変形・損傷	操作時に確実に機能すること。					
				22-2 作動部分の錆	著しい錆の発生がないこと。					
				22-3 作動の確認	耐火クロススクリーンとの連動部分は確実に接続され十分な開放力を有していること。 随時閉鎖が確実にできること。					
				22-4 固定ボルト	固定ボルトにゆるみがないこと。					
(2) 自動閉鎖装置に用いる電気配線及び電線が、ホの(3)に定めるものであるもの										
ト 予備電源は、昭和45年建設省告示第1829号第四号に定める基準によるものであること。	第2二口(4)、第3二									
(参考) S45建告1829										
四 電源を必要とする排煙設備の予備電源は、自動充電装置又は時限充電装置を有する蓄電池(充電を行なうことなく30分間継続して排煙設備を作動させることができる容量以上で、かつ、開放型の蓄電池にあつては、減液警報装置を有するものに限る。)、自家発電装置その他これらに類するもので、かつ、常用の電源が断たれた場合に自動的に切り替えられて接続されるものとする。			① 予備電源(内蔵型のものに限定)			予備電源(内蔵型のものに限定)				
			外形	ア 変形、損傷、著しい腐食、き裂等がないことを確認する。 イ 電解液等の漏れ、リード線の接続部等の腐食を確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食、き裂等がないこと。 イ 電解液等の漏れ、リード線等の接続部等に腐食がある部品等に関しては、期限の確認をすること。	外形	目視により確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食、き裂等がないこと。 イ 電解液等の漏れ、リード線等の接続部等に腐食がないこと。 ※使用期間の表記がある部品等に関しては、期限の確認をすること。		
			表示	ア 表示内容が適正であることを確認する。 イ 劣化・汚損等で判断できなくなっていないか確認する。	種別、定格容量、定格電圧等が適正に表示されていること。	表示	目視により確認する。	受信機に表示されている種別、定格容量、定格電圧等が適正に表示されていること。		
			端子電圧(自動試験機能を有するものを除く。)	予備電源試験スイッチ等により規定値以上であることを確認する。	電圧計等の指示が規定値以上であること。 ※電圧計等の指示が適正でない場合には、充電不足、充電装置、電圧計の故障等が考えられるので注意すること。	端子電圧(自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。)	予備電源試験スイッチ等により確認する。	電圧計等の指示が規定値以上であること。 ※電圧計等の指示が適正でない場合には、充電不足、充電装置、電圧計の故障等が考えられるので注意すること。		
			切替装置(自動試験機能を有するものを除く。)	常用電源を停電状態にした時に自動的に予備電源に切り替わり、常用電源を復旧した時に自動的に常用電源に切り替わることを確認する。	常用電源を停電状態にした時に自動的に予備電源に切り替わり、常用電源を復旧した時に自動的に常用電源に切り替わることを確認すること。	切替装置(自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。)	常用電源回路のスイッチを遮断すること等により確認する。	常用電源を停電状態にしたとき、自動的に予備電源又は非常電源に切り替わり、常用電源が復旧したとき自動的に常用電源に切り替わることを確認する。		
			充電装置(自動試験機能を有するものを除く。)	変形、損傷、著しい腐食等がなく、異常な発熱等がないことを確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がなく、異常な発熱等がないこと。 充電回路で抵抗器が使用されているものにあつては、高温となる場合があるので、発熱のみで判定するのではなく、変色等がないかどうかを確認すること。	充電装置(自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。)	目視等により確認する。	変形、破損、著しい腐食、異常な発熱等がないこと。 ※充電回路で抵抗器が使用されているものにあつては、高温となる場合があるので、発熱のみで判定するのではなく、変色等がないかどうかを確認すること。		
			結線接続(自動試験機能を有するものを除く。)	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないことを工具等で確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。	結線接続(自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。)	目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、破損等がないこと。		
			③ 23 予備電源	23-3 予備電源の確認	・予備電源が使用期間内であること。 ・予備電源の容量が十分であること。					

設置基準		点検基準 定期調査基準 (H20国告282)			JSDA点検基準 ①煙(熱)感知器連動閉鎖機構 ②防火シャッター			③防火ドア ④耐火クロススクリーン			消防設備点検基準 (H14消防予172第11自動火災報知設備)		
項目	方法	判定基準	項目	方法	判定基準	項目	方法	判定基準	項目	方法	判定基準		
			多信号感知器及び複合式感知器(自動試験機能又は遠隔試験機能を有するものに依る多信号感知器及び複合式感知器を除く。)	その有する性能に応じて、熱感知器及び煙感知器に準じた事項に適合していることを熱感知器及び煙感知器の点検方法に準じて行い確認する。	ア 確実に作動すること。 イ 火災表示灯の表示が適正であること。	感知器	多信号感知器及び複合式感知器(自動試験機能又は遠隔試験機能を有する自動火災報知設備に係る多信号感知器及び複合式感知器を除く。)	熱感知器及び煙感知器の点検方法に準じて行う。	ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること。				
			感知器(遠隔試験機能を有するものに限る。)	感知器の作動及び火災表示灯の表示が適正であることを連動制御器若しくは中継器の直接操作又は所定の操作により確認する。	ア 確実に作動すること。 イ 火災表示灯の表示が適正であること。	感知器(遠隔試験機能を有する自動火災報知設備に限る。)	受信機もしくは中継器の直接操作又は所定の外部試験器により確認する。		ア 確実に作動すること。 イ 警戒区域の表示が適正であること。				
(ii) (略)													
(3) 熱煙複合式感知器は、次に定めるものであること。													
(i) 消防法第21条の2第1項の規定による検定に合格したもののうち、定温式の性能を有するもので特種の公称作動温度が60度から70度までのもの(ボイラー室等最高周囲温度が50度を超える場所にあつては、当該最高周囲温度より20度高い公称作動温度のもの)													
(ii) (略)													
(4) (略)													
ハ、温度ヒューズと連動して自動的に閉鎖する構造のものにあつては、次に掲げる基準に適合すること。	第4二												
(1) 温度ヒューズ、連動閉鎖装置及びこれらの取付部分を備えたもので、別記に規定する試験に合格したものであること。			③ 20 温度ヒューズ装置	20-1 変形・損傷	・変形・損傷がないこと。								
				20-2 錆	・著しい錆の発生がないこと。								
				20-3 ヒューズメタル	・変形・損傷がないこと。								
				20-4 作動確認	・確実に戸が閉鎖すること。 ・確実にガラリが閉鎖すること。								
(2) 温度ヒューズが、天井の室内に面する部分又は防火戸若しくは防火戸の枠の上部で熱を有効に感知できる場所において、断熱性を有する不燃材料に露出して堅固に取り付けられたものであること。				20-5 告示の基準に適合した位置	・温度ヒューズは熱を有効に感知できる場所に設けられていること。								
(3) 連動閉鎖装置の可動部材が、腐食しにくい材料を用いたものであること。													
第3 (略)	S48建告2564ニイ												
第4 (略)													

設置基準		点検基準 定期調査基準 (H20国告282)			JSDA点検基準 ①煙(熱)感知器連動閉鎖機構 ②防火シャッター ③防火ドア ④耐火クロススクリーン			消防設備点検基準 (H14消防予172第11自動火災報知設備)		
S48建告2564		項目	方法	判定基準	項目	方法	判定基準	項目	方法	判定基準
一 建築基準法施行令(以下「令」という。)第112条第14項第二号に掲げる要件を満たす防火設備又は令第145条第1項第二号に掲げる要件を満たす防火設備の構造方法は、次に定めるものとする。 イ(略) ロ ロ 防火戸が枠又は他の防火設備と接する部分が相じやくり、又は定規縁若しくは戸当りを設けたもの等閉鎖した際にすき間が生じない構造で、かつ、防火設備の取付金物が、取付部分が閉鎖した際に露出しないように取り付けられたもの(シャッターにあつては、内のり幅が5メートル以下で、別記に規定する遮(しゃ)煙性能試験に合格したもの又はシャッターに近接する位置に納入リガラスその他建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第九号の二に規定する防火設備を固定して併設したもので、内のり幅が8メートル以下のものに限る。)とすること。		26	区画に対応した防火設備の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第112条第14項の規定に適合しないこと。	② 25	遮煙装置(材)	25-1 硬化 25-2 切損 25-3 接触状況 25-4 煙返しのかみ具合	・遮煙材に硬化がないこと。 ・遮煙材に切損がないこと。 ・スラットと接触していること。 ・レール部分の煙返しとスラット側煙返しとがかみ合っていること。	
二 令第112条第14項第一号イ及び第二号ロに掲げる要件を満たす防火設備の構造方法は、次に定めるものとする。 イ(略) ロ(略)						③ 6	気密材	6-1	・目視	・変形、損傷がないこと。
						③ 19	下部エアタイト装置	19-1 19-2 19-3	・目視 ・目視 ・ドライバーにて締付確認	・変形、損傷がないこと。 ・確実に作動すること。 ・ねじ類のゆるみ、脱落がないこと。
						② 26	降下状況	26-1 26-2 26-3 26-4	電動・手動操作 自動閉鎖 作動音 下限停止位置	・電動又は手動操作により円滑に降下すること。 ・自動閉鎖装置より円滑に降下すること。 ・ガイドレールに起因する異常音の発生がないこと。 ・座板が床面に均等に接していること。
						④ 18	下限停止装置	18-1	停止位置	・所定の位置で確実に停止すること。
戸の開く方向 令 § 123 I										
六 階段に通ずる出入口には、法第2条第九号の二に規定する防火設備で第112条第14項第二号に規定する構造であるものを設けること。この場合において、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する戸又は戸の部分は、避難の方向に開くことができるものとする。		30	防火戸の開放方向	目視により確認する。	令第123条第1項第六号、第2項第二号又は第3項第九号(令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては、第3項第九号(屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口に係る部分に限る。))を除き、令第129条の2の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては、第1項第六号、第2項第二号及び第3項第九号を除く。)の規定に適合しないこと。	③ 23	ドアの開閉	23-1	・開閉行い確認する	・スムーズに開閉できること。